

空き家等の適切な管理をお願いします

近年、本町においても人口減少に伴う空き家等が増加傾向にあり、利活用を進める一方で、放置されたままの空き家が周辺の環境に悪影響を与えている事例も見られます。

個人の財産である空き家は、所有者または管理されている人の責任で適切に管理する必要があります。

| 空き家等の問題とは |

適切な管理がなされず放置された空き家等は様々な問題を引き起こします。

雑草の繁茂、景観の悪化
害虫・鳥獣等の発生
倒壊、屋根等の建材の飛散事故等

| 空き家等の適切な管理を |

管理が不適切であることが原因で、近隣などの人や財産に損害を与える事のないよう、必要に応じ修繕や解体などの対策を検討してください。

法律の改正等により、所有者の明確化や問題の未然防止のための措置も強化されました。

| 関連法令の改正 |

不動産登記の義務化

相続人は、不動産を相続（取得）したことを知った日から3年以内に相続登記を行うことを義務づけられました。正当な理由がなく申請を怠った場合、10万円以下の過料の対象となります。

| 空き家バンクの利用 |

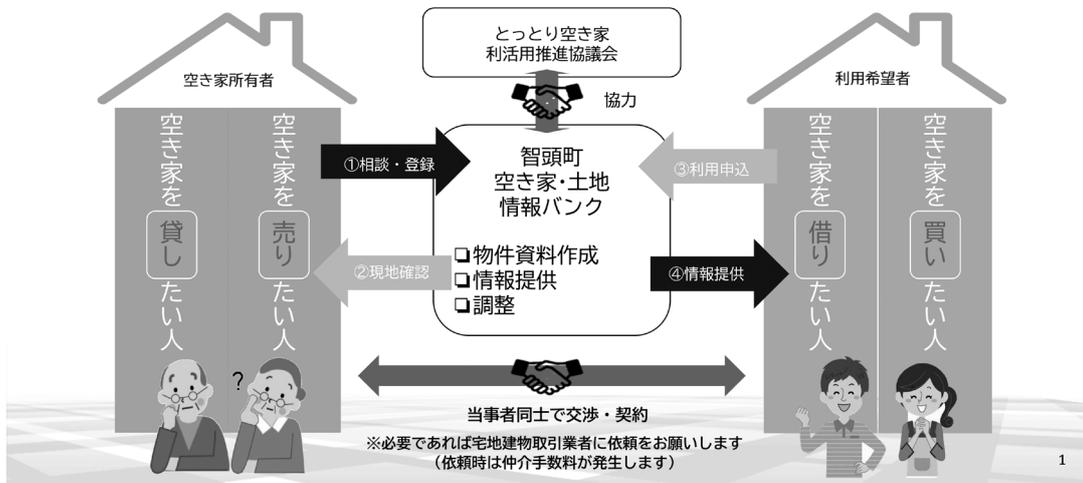
空き家バンクとは、所有者から提供された空き家等の情報を、利用希望者へ紹介する制度です。

今後も使う予定がなく、利用可能な空き家等については、「智頭町・土地空き家バンク」に登録していただくと、利活用に繋がる場合もあります。

また移住者等が初めて利用する場合など一定の条件を満たせば、修繕など利活用を推進するための町の支援制度を活用できる場合があります。まずは、気軽に相談ください。

《趣旨》

移住促進、空き家、土地の活用の一環として、智頭町に暮らしたいという人に対し、空き家、土地の情報を提供しています。



問合せ先

空き家の利活用・空き家バンクに関すること
固定資産税・危険な家屋に関すること

役場企画課
役場税務住民課

☎ 75-4112
☎ 75-4114